

午後2時00分 開会

議長	<p>ただいまの出席委員は12人中9名です。定足数に達しております。第13回新城市農業委員会を開会します。</p> <p>日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議ないと認め指名いたします。</p> <p>5番委員、6番委員 にお願いします。</p> <p>次に、日程第2の議案の審議を行います。</p>
議長	<p>はじめに、第59号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第59号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転4件、地上権設定3件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。</p> <p><b>申請番号1番</b> 譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難のため、無償譲渡により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人・妻・子・子の妻がおり、農作業歴は40年・40年・20年・20年で、年間従事予定日数は180日・180日・180日・180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は823m<sup>2</sup>です。権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p><b>申請番号2番</b> 譲受人は新規就農のため、また譲渡人は管理困難のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は3年・3年で、年間従事予定日数は100日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入予定です。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は523.28m<sup>2</sup>です。権利取得後は、野菜、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p><b>申請番号3番</b> 譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人と臨時雇用3名がおり、本人の農作業歴は4年、年間従事予定日数は300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,790m<sup>2</sup>です。権利取得後は、パパイヤ、ナスの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p><b>申請番号4番から6番</b>については、関連する事業ですので申請同一の内容のため、一括して説明いたします。</p> <p>地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をするものです。設定者は相手方要望のため貸しつけをするものです。</p> <p>地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、農地の所有者または賃借人である耕作者は、パネルの下部でキクラゲを作付けし、申請地を耕作しています。</p> <p>農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地及びその周辺の農地に</p>

	<p>係る営農条件に支障が生じる恐れがない場合に認められるものであり、現地調査などの結果、権利の設定には問題ないと考えます。</p> <p>またこの事業につきましては、営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。</p>
申請番号 7 番	<p>申請受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方に居住かつ高齢のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人がおり、本人の農作業歴は 45 年、年間従事予定日数は 200 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の居住予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 132 m<sup>2</sup> です。権利取得後は、蔬菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号 1 番から 7 番について、許可することを原案といたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
8 番推進委員	<p>21 日に行われたキクラゲ質疑応答会の出席者が少なかったかなと思います。</p> <p>前回の許可申請の進捗はどうでしょうか。</p>
議長	資料も手元にあるので、一度事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>はい、これまでの総会において農業委員会での判断基準をどうしたらよいかという質問がありました件について、資料をお配りしています。本日の資料として 21 日に行われた、業者への質疑応答会の質問内容と回答、判断基準について、農業委員会事務局と愛知県農業会議とのやりとりをお渡ししています。愛知県より質問の回答がありましたが、聞きたいことが返ってこないため再度、質問をし、農業会議より昨日返事がありました。</p> <p>全体の面積に対し、少ししか使ってないとという 10 分の 1 くらいしか耕作をしないのはいいのかという話があったかと思います。前回も口頭でお話をしたのですが、国、県、農業会議に確認したものの、明確な基準がない、良いとも悪いともいえないという回答でした。お配りした資料には書いてないですが、強いて言えば農業会議からの回答②土地利用率や営農収支が過度に低いものは適切とはいえない。に当たるかと思います。過度とはどれくらいなのかの数値で比較するものがない。比較するものがないときは、同じ風土の結果等を用いてそれを根拠として判断することが可能であるとのことです。今回は惜しくも、■■■の案件であるキクラゲの露地栽培実証実験は■■■が行った実験しかなく、参考となるものがいない状態であります。事務局としても良し悪しの明確な根拠がないので困っている状態です。</p> <p>結論、回答がもどってきたものの、突き詰めた回答には至っていないというものです。話が戻りますが、8 番推進委員からの質問には、先に申請したものの許可の進捗については、新城市の案件で許可がおりたとは聞いておらず許可書はきてないです。■■市では新城市よりも先に■■■からの申請があり別の案件でありますが許可がおりたと聞いています。以上です。</p>
8 番推進委員	<p>話を続けますが、低所得というのが気になります。業者から話を聞き、計算すると全部マイナスになりました。8 万円売り上げがあるだけ。実質的には、太陽光の補助金をもらってプラスになるとしか計算できないです。そうすると愛知県農業会議から帰ってきた回答をみると、過度に低いもの、過度に低いどころか、マイナスになるものを通してもいいのか。それが問題になると思います。21 日の質疑応答会の時もこれたぶん事務局が勘違いしているかもしれないが、余剰地にはエビス草を設けるとのことでした。業者はエビス草の採取をするからいいとの説明でした。7 割生育したら切るので関係ないよという事務局の回答はおかしいと思います。7 割くらい種をとれたところで採取をするので、だからどうですかという言い方だったと思います。というのも 2 年も 3 年も地育植物をつくってどうするのかということです。</p> <p>これを聞いて、業者にはこれ以上追及しませんでしたが、採取をするには大変ですし、水を与えることを考えると、たとえ 10a 採取したら、2000 町歩くらいのにまかなければ、</p>

	<p>乾燥施設、所得資産は今回の申請にはいっさい入っていません。稻をやっている方なら十分知っているが、種子の採取には、それなりの設備が必要。</p> <p>種子を作るには到底無理、業者はあくまでもキクラゲがメインのことなので、これ以上突っ込んで無理だと思ったので業者には質問しなかったですが、現実に言えば、農地として利用するのはエビス草のほうがはるかに多いわけですよね。そうすると当然農作物という判断をするわけですからその所得も加える必要がありますがこの意味がないと思います。</p> <p>こんなこと業者に言っても意味がないと思いました。県が答えを出してないのもそこにあると思いますので何力所か申請が今回も出てきますが、県の判断をみて今後の判断をしたほうがいいのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>県や農業会議は質問に対して抽象的な回答しかなかったですね。登記簿面積の10分1しか使わない、売上は10aあたり8万円しかない。業者は7町歩作ればなんとかなるとのことでしたが、これが営農といえるのか、というのがひとつの論点ですね。8万円という金額を伝えているのに、あえて過度に低いという表現をしている。抽象的なことを言われても判断ができないですね。過去の■■市の事例や■■県、■■県、■■県では認めた事例があると業者は言っていましたが。農地の面積の10分1しか使ってない。収支8万しかないということも過度ではないという判断でいいのかどうかってことだよね。</p>
事務局	<p>会長の話のとおり、各農業委員会の判断になります。過度なのかどうなのかについても農業委員会として一つの判断をすると農業会議から回答いただいております。細かい状況も農業会議に伝えてみたものの、愛知県、国も、細かい数値については根拠となる数字がないので提示はできませんわかりませんというのが頂いた回答になりますので、■■、■■、■■、■■、■■が同じ計画を提示して、その委員会では過度ではないということで通ったということになる。新城市委員会ではどう判断するのかになると思います。</p>
議長	<p>基本的には、農振農用地にはソーラーの設置は認めない場所であり、例外として営農型なら認める。ここなんだよね、今、8番推進委員、7番推進委員が言っているのは高々10a=8万円農地の面積のわずか1割程度しか作ってない。ソーラーと草が生えているそれが果たして営農型といえるのか、その判断だよね。それがどの程度の利用率で、売り上げじゃないと営農型といえないのが、(判断が定まってない)その辺が県や農政局がこれくらいならいいじゃないかと言ってくれれば、我々はそれを良いといつてもいいが、法治国家だから判断基準により認めるということに判断できるが、入口部分で疑問符がついているこれにして、回答がきわめて抽象的、ここが問題だよね。</p> <p>こんなこと事務局に行っても仕方ない、今まで認めてきたことはある、そういう判断にもつながるのかな、だったら通してもいいのかなと思います。</p> <p>新城市がなぜ認めのだと言われるのは困るので、これちょっと難しいね。みなさんどうですか。</p>
12番委員	<p>キクラゲ関係で収量や単価のことで確認したいんですが、21日の質疑応答会の1kg=2000円で買い取ってもらえると言っていたが、以前にもらった資料だと1kg=538円とか現時点で新城市内だと計画1kg=390円で目標が2026年の東三河全体なのかどうかわかりませんが、分母が多くなったからこうなったといつても変なのが。1kg=2000円なのは何なんでしょう。一部アメリカに出荷して買ってもらえるということの解釈なのかな。収量ですけど1キロの菌床で1.1kgと以前の資料に書いてありますが、だから2キロの菌床ってありましたので2.2kgだと。</p> <p>■■での実証実験がありましたが、ピンキリだと思う。愛知東農協管内では、シイタケ栽培をハウスでしている菌床について担当の方に聞きましたが、しいたけの菌床1個何キロでやっているのかと聞いたら3キロだと。収量1キロ目標だと。1キロなかなかちょっとねという言い方してた。</p> <p>キクラゲとシイタケはちがうが、キクラゲはぶよぶよしている。しいたけは3倍も重くなるのかなあ、その辺も微妙、過大に言っているとも思う。過大にいったとして8万なら論外だと思わなくもないですが。シイタケとちがうとしても菌を打って1キロ~3キロの菌床とかいろいろあるがそこからでてくる製品にそんな大した違いがあるとは思えない。</p> <p>この辺はどう考えられるかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>12番委員からの質問ですが、どのくらいとれるのかについては、こちらも素人なので定かではないです。本日の資料にはないですが、過去の資料にて、■■■のほうからどういう収支計画は一覧を提出いただいたことがあり、その数値を見て12番委員から質問い</p>

	<p>ただきました。</p> <p>経緯の説明を事務局がするにあたって、どれくらいの収支が見込めるのがわからないとなかなか説明できないよということで、行政書士を通して収支計画表を提出してもらいました。以前から■■■のほうは踏み込んだ金額的な話を出したくないとずっと言っていました。過去に行政書士が話を聞いたことをまとめてを出したのですが、過去の表の222円という表記については、後日■■さんから話があり、トータルの金額に対し面積で割ってしまい、数値は誤りですとのこと。申し訳ありません。話の中で2,000円というのもあって、ほんとかウソかは契約書を見せてもらってないので定かでないですが、正式な場で2,000円と回答いただいております。</p>
議長	<p>それでは、採決を取りたいと思います。採決については、愛知県に意見を伏して上げるということで良いですか。</p> <p>第59号議案について、■■■の案件は愛知県へ意見を伏して上げ、それ以外は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第60号議案の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について上程します。
	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第60号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。転用1件です。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>駐車場用地、住宅敷地として転用するものです。当該地は農地法の手続きが未済で土地利用をしていたことから、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場・宅地敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。</p>
	以上、第60号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>第60号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第61号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第61号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。 所有権移転2件、使用貸借権設定4件、賃借権設定4件です。計10件です。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p>

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

使用貸借権設定により、分家住宅へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で金融機関の審査結果通知書が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり

使用貸借権設定により、分家住宅へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で金融機関の審査結果通知書が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり

使用貸借権設定により、分家住宅へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で金融機関の審査結果通知書が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり

売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画はも全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、素掘り側溝と土堰堤を活用し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

地上権設定により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画はも全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、素掘り側溝と小堤を設けて、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

番号 6 から 8 番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。

賃借権設定により、営農型発電設備の支柱を設置のために一時転用するものです。下部農地ではキクラゲ栽培を主に行う予定です。

農地区分ですが、番号 8 番を除く申請地全てが区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。8 番の申請地は区分表の第 2 種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね 10ha 未満である農地」と判断しました。

番号 6 番と 7 番については「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします。8 番については「一時的な利用に供するために行うもので、利用目的を達成する上で必要があるもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、資金計画はも全額自己資金で通帳の残高の写しが添付されています。支柱構造については、最低地上高 1.4m、最高地上高 1.6m ですが、キクラゲを効率的に栽培するための遮光率を保つ出来る高さであり、キクラゲ菌床を覆う透明マルチも収まります。また重機を使用しないために栽培作業に支障のない高さでもあります。

栽培収量の根拠については、■■市にて行った試験栽培実績に基づきます。2kg 1 菌床あたり 2.2 kg が収穫できる結果となり、年間収穫量が 10 a あたり約 200 kg を見込みがあるため、知見を有する者から地域平均単収と比較して 8 割以上の収量が確保されるという意見が付されております。出荷先については、■■■■ 株式会社へ加工用として卸す計画です。

また、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法に・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。これらは全て再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた案件です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号 9 番。申請者、申請地記載のとおり

売買により、宅地敷地へ転用するものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、転用許可の一般基準についてですが、資金計画はも全額自己資金で通帳の残高の写しが添付されています。

造成は整地のみで排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号 10 番。申請者、申請地記載のとおり。

使用貸借権設定により、資材置場と駐車場へ転用するものです。

一部申請地は農地転用の手続きが未了の状態で車両置場として利用していたことから、始末書を添付しております。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。造成は整地のみで排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

以上、第 61 号議案 10 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。  
議案の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
12番委員	番号8については、面積991m <sup>2</sup> を転用するとなっているが、営農型太陽光で一時転用なら面積がおかしいと思う。また、農地区分は2種のうちであれば、■■■の案件は農用地以外の白地でも青地と同じように営農型で行うのか。
事務局	面積につきましては、991m <sup>2</sup> のうち1.05m <sup>2</sup> の誤りです。申し訳ありません。 こちらの案件については、2種農地であり、農用地ではない場所での営農型での申請となります。
議長	採決を取りたいと思います。 第61号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第62号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第62号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定12件、賃借権設定5件であり、そのうち4件が新規設定です。 今回の利用権設定は全件、所有者と耕作者との直接の貸し借りの方法である相対での契約となります。 (議案書のとおり説明)
	申請番号5番から17番は更新案件です。
	以上、番号1番から17番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、 第62号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。
	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	申請番号1番の件ですが、登記簿面積のうち一部しか借りないですが草刈り等はされるのですか。ビニールハウスの部分だけですか？
議長	はい、ビニールハウスの部分のみ借りる予定です。農地の草刈りについての詳細は個人間のことになるので分かりかねます。
7番推進委員	採決を取りたいと思います。 第62号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
事務局	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第63号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について上程します。

	事務局より説明をお願いします。
議長	それでは第 63 号議案について説明させていただきます。議案書 15 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。賃借権による権利の設定 1 件です。
議長	議案書 16 ページをご覧ください。
事務局	申請番号 1 番 この案件は、昨年 8 月頃に農林業公社しんしろにて契約更新の進めていたところ、貸し手と所有者が異なることが判明したことにより所有者不明農地制度を活用して貸し付けを行うものです。昨年 1 月に所有者不明農地の探索制度を活用し公示したものの、所有者の相続人が判明できなかったため、機構が知事へ認可申請を行い■月■日に法務局での供託の処理が完了したことから、貸し付けが可能となりました。■■■■ 地内の 田 1 筆 907 m <sup>2</sup> の賃貸借権を、記載のとおり引き続き■■■氏に設定し、施設野菜の作付けをします。
	設定後の耕作者について、農業従事者は 4 名おり、農業従事日数は 260 日であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
	以上、番号 1 番につきましては農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、
	第 63 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。
	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第 62 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
	(議案書のとおり説明)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願ひいたします。
議長	ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第 13 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 3 時 15 分議長は本会の閉会を宣した。

